

京都精神保健福祉士協会

# きょうと通信

NO. 31

2004年11月

事務局:高木神経科医院デイケアおいけ内  
〒604-0845 京都市中京区烏丸通御池上ル都ビル2階  
TEL 075(222)0452 FAX 075(222)105  
e-mail [kyo-psw@mbox.kyoto-inet.or.jp](mailto:kyo-psw@mbox.kyoto-inet.or.jp)

## 予 定

### ★ 12月例会

日 時 2004年12月18日(土) 14:00～17:00  
テーマ 医療観察法と社会復帰調整官の仕事  
会 場 京都府職員福利厚生センター  
講 師 植松俊典さん(京都保護観察所)

12月例会は社会復帰調整官となる予定の植松俊典さんにお話しいただきます。社会復帰調整官は医療観察法成立によって生まれた新しい職です。2005年の法施行を前に長期にわたる研修中の植松さんをお迎えし、保護観察所という司法の分野から精神保健福祉士として精神障害者を支援するその業務について、そして医療観察法についてお聴きしたいと思います。医療観察法は深刻な人権侵害をおかすおそれがあるとの議論を巻き起こしながらも成立しました。法律が動き出そうとしている今、私たちはこれに背を向けることなく、改めて学び共に考える機会にしたいと思います。多くのみなさんご参加をお待ちしています。

★★忘年会シーズン!!

例会終了後は会場近くのお店で親睦会をします。  
ぜひご参加ください。

参加申し込み : 事務局まで FAX もしくはメールで  
締め切りは12月13日(月)★★

### ★ 1月例会

日 時 2005年1月22日(土)  
23日(日)  
\*22日の夜に交流会  
会 場 北部(未定)  
テーマ

- ①今後の障害保健福祉施策について  
(改革のグランドデザイン案)の解説
- ②日本協会法人化にともなう支部化問題について

例年、1月は例会の休会月ですが、今年度は北部交流会を1月にもちます。  
例会も交流会も充実した内容を予定しています。年に1度の北部での開催です。  
みなさま奮ってご参加ください。

★★詳細は次回通信でご案内します。また、メール配信利用の方は、決まり次第ご案内します。★★

### ★日本精神保健福祉士協会法人化にともなう対応検討委員会 第2回 全体会

日 時 2004年11月27日(土) 14:00～17:00  
会 場 協会事務局(医療法人高木神経科医院デイケアおいけ)

いよいよ第2回全体会議開催です。京都協会の今後について語り合いましょう。みなさんお誘いあわせの上ご参加ください。当日、参加できない方はご意見だけでも大歓迎です。

事務局 Fax 075-222-1052 e-mail [kyo-psw@mbox.kyoto-inet.or.jp](mailto:kyo-psw@mbox.kyoto-inet.or.jp)

## 10 月 例 会 の 報 告

|     |                                  |     |      |
|-----|----------------------------------|-----|------|
| 日 時 | 2004 年 10 月 2 日 (土) 14:00～17:00  | 参加者 | 42 名 |
| 会 場 | 京都府職員福祉厚生センター 会議室                |     |      |
| テーマ | 法律を勉強しようー最近の動きとあなたの知りたい精神保健福祉法   |     |      |
| 講 師 | 加納 誠 氏 京都府保健福祉部福祉総括室 精神・社会参加室副室長 |     |      |

10 月例会は、恒例となった加納さんを講師に招いての精神保健福祉法の学習でした。来春施行予定の心神喪失者等医療観察法と精神保健福祉法第34条移送制度について最近の動きを紹介していただいた後、分野別のグループに分かれて、疑問点等について話し合いました。

講義の要点は次のとおりです。

■精神保健福祉法 34 条 移送制度について (現在京都府の相談員でワーキンググループを立ち上げ運用について検討している。)

- ・ 2000 年の精神保健福祉法の改正時に創設された。そのきっかけとなったものに、家族の依頼を受けた民間の移送業者が高額な料金で患者を病院まで移送していたという実態があった。
- ・ この制度は申請により適応するものではなく、受診相談等を受ける中で必要時適応する制度である。
- ・ 適応の対象は、精神病であること、精神科での医療や保護が必要であること、家族等が意を尽くした説得をしたにもかかわらず任意入院とならない (入院に同意しない) 人で、精神保健指定医 (1 人) の診察によって入院が必要と判定した人の場合に適用される。
- ・ 入院先は応急入院指定病院であり、移送の権限は知事 (政令指定都市においては市長) にある。
- ・ 制度の運用状況を調査したが、都道府県によりいろいろなやり方があり、適用件数もばらつきが大きかった。北海道は 100 件ぐらい行っているが、京都府は 2 件である。
- ・ 法律はあるが、本人の同意なしに行なわれる強制的な移送であるため、制度として運用は慎重にする必要がある。

■『心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律』について (制度の概要については、「きょうと通信 29 号」を参照してください。)

- ・ 2003 年 7 月 16 日に成立した。その際の付則決議で公布の日から 2 年以内に施行することとなっており、厚生労働省は来年 (2005 年) 3 月 1 日施行を目標に作業を進めている。
- ・ この法律で言う「重大な他害行為」とは、殺人、放火、強盗、傷害、強姦等の行為を言う。
- ・ 処分は『入院』『通院』のどちらかである。入院受け入れのために、全国に 24 ヶ所の国立病院を設置したいとしているようだ。基幹病院として東は国立武蔵病院、西は国立療養所肥前病院と考えているようだ。国立病院を建設には 1 病院あたり 7 億円は必要といわれており、合計 168 億円となる。
- ・ 社会復帰調整官は、保護観察所に配置となっており、京都でも今年 4 月に一人配置された。
- ・ 通院処分を受けた人は、指定通院医療機関に通院が命じられる。民間病院は指定通院医療機関からはずしてくれとの要望があるようだ。また、社会復帰調整官の援助のもと、通院以外にもさまざまな社会資源を利用していくこととなるが、本人も受け入れ側の施設もお互いにどこまで受容していけるのかどうかとの意見もある。
- ・ さまざまな疑問点や矛盾を含んでいる法律である。

■発達障害者支援法 (仮称) について

- ・ 議員立法として今通常国会に上程される見通しであり、動きとして注目されている。
- ・ 法文立ては、12 から 13 条からなる予定だ。
- ・ 発達障害児・者に対する支援を充実させようというもので、都道府県の仕事として発達障害者支援センターの設置がうたわれる。

## <10月例会の感想>

松井 玲子(西山高原工作所)

10月の例会案内を見て、法律は難しく遠いイメージがあり、少しでも分かるようになれば…と思い参加しました。

確かに精神保健福祉法に基づいて施設が運営しているのは分かっているつもりですが、日々過ごしている中では関わるのが少ない気がします。今回のお話で具体的な内容を聞いていくなかで、私自身今まで条文を読んでただけで、そこに実際の状況を重ねることをあまり出来ていなかったのではと思わずにはいられません。医療観察法についても、名前は知っていても中味を殆ど知らなかったもので、お話を聞くことで精一杯になってしまいました。現場経験が少ないということだけでなく現状を知らないのだということを感じました。法律に関わらずですが、対象になっておられる方の立場にたった視点をもっているか、また対応していけるかが大切であると改めて感じたとともに、それを踏まえながらこれから始まる医療観察法のことや、他の現場(私自身でいえば病院等)のことをもっと知らなければと思いました。

京Pの場合は、講義もグループワークも話を聞きながら毎回「ほお…」と感じてしまうことだらけなのですが、様々な現場の方々との関わりを通して、働き始めて間もない私にとっての大事な気づきの場、感じ学べる場として参加していきたいと思っています。

中谷 美帆(川越病院デイケア)

私は精神科デイケアに勤務しています。

医療観察法で一番気になる点は、やはり地域社会における処遇です。再発防止と社会復帰の促進という目的は、デイケアに来ているメンバーと同じですが、症状ゆえに事件に関与し、他害行為に至ってしまった精神障害者がデイケアに通所になった場合、何をどのように気をつければよいのか？他メンバーとの関係における留意点は？等今ひとつイメージがわかりません。改めて、メンバーからのサインを見逃さないように気を引き締めて、日々の業務に向き合いたいです。

## トピック

西村睦美(川越病院・日本精神保健福祉士協会理事)

今年は台風の日本上陸が多く、この京都でも23号の被害はかなり大きかったようです。北部の施設はだいじょうぶかしら…？と気をめぐらせていたら新潟県中越地震のニュースが飛び込んできました。これらの状況については報道等でも伝えられているところですが、精神保健福祉関係の被害と救援活動についてわかる範囲でお伝えしたいと思います。

### 台風23号関係

京都精神保健福祉施設協議会では被害状況の実態調査をされました。また京都府では保健師や相談員による心のケアを目的とした救援活動が行われているようです。上村さん(京都市朱雀工房)や姫野さん(京都府精神保健福祉総合センター)からいただいた情報をからお伝えします。

#### ○精神保健福祉施設の被害状況

- ・ 豊岡病院(精神科)へのアクセスが一時途絶えたため院外処方に対応。
- ・ グループホーム「あじさい」(宮津市) 床上浸水・風呂釜が使用不可能。
- ・ グループホーム「つぼみ」(園部市) 床上浸水・乾燥機付き洗濯機が使用不可能。
- ・ 小規模授産施設「だるまハウス」(網野市) プレハブ作業室の屋根半分が吹き飛ばされて損傷。  
母屋作業室の窓ガラスの一枚破損。

#### ○北部(大江町)の支援活動報告

11月1日・2日・8日の3日間、南部の保健所および精神保健センターの保健師および精神保健福祉相談員が各回2名ずつの延べ12名サポートに入った。事前に床上浸水の世帯約300戸について、町および保健所の

保健師の全戸訪問により健康調査を実施し、各戸、相談票を作成した。可能なところは、健康チェック表についても記入を行った。その結果をもとにした町および中丹西保健所の判断により「要フォロー者」をピックアップし訪問活動を行った。訪問は保健師と相談員のペアで5ケースずつ行った。前回の訪問時に作成した相談票と健康チェックを参考にしながら、以降の状況を確認すると同時に、当日の相談票の作成と健康チェックの改善の度合い等を確認、今後も必要に応じて訪問することがあることを伝えて終了した。訪問家庭の状況としては、大半は、農機具や車の水没による経済的な損失が大きく、それだけでかなり大きな精神的負担となっているように思われる。それに加え、被災後の片づけ等に労力を消耗し、疲労している状況が伺われた。世帯によっては、関西近郊の子供や親戚からの手伝いを受けて負担を軽減している世帯もあったが、その一方で単身者や、地域の支援やボランティアの利用ができず、片づけが進んでいない世帯もあるようであった。

今後は、町および地元の保健所により事後フォローしていくというのが現時点での確認事項である。要請があれば南部地域からの支援を行う準備があることはすでに伝えている。

### 新潟県中越地震関係

日本精神保健福祉士協会による精神保健福祉士としての支援活動体制の確立をめざした調整や実際に現地での支援に入られた方からの活動報告について、理事メーリングリスト情報から抜粋してお伝えします。

#### ○全般の状況

地震直後に新潟県から全国の都道府県に向けて「心のケアチーム」の派遣要請があり、11月5日現在で20数チームが新潟県に入っている。知らない土地でのさまざまなチームによる活動なので「連携」するには大きな課題があるようだが、情報の流れる仕組みづくりやミーティングなどを重ねることにより活動を維持されている。チームの数としてはこの程度でよいとされているが、12月になると相談ケースも増加すると予想されるので、継続しようとすればさらに多くの協力が必要になるだろう。また、医療中心の心のケアでは急性の問題の対処やアドバイスが中心になるため、それを生活の中で継続的個別的に支援する活動はまた別に必要になる。その体制をどのように整備するのかソーシャルワーカーとして考えるべきであろう。日本精神保健福祉士協会でも対策本部を設置、近県の会員（精神保健福祉士等）を派遣することなどにより支援活動に参加する準備がなされている。

#### ○活動報告文(11月7日)より抜粋

避難所ではまだヘルメットをかぶったまま寝ておられる方もおられる。避難所は縮小か閉鎖傾向だが、それぞれが家に帰ってしまえば問題は見えにくくなってしまうというおそれもある。一方で帰るべき家がない方、帰れるのかどうかわからない方の問題も大きいだろう。ある地域では町内会のまとまりがよく、皆で協同自炊し私設テントで一緒に食事をしており、マスコミでもすばらしいと取り上げられているが、精神障害をもつ方にとっては「人見知りするし、親切にされるのもつらい。自分は何も出来ず世話になるばかりで嫌や」と参加を断られているという状況も。時と共に復興の兆しも見えてきてはいるが、高齢者や障害者世帯の暮らしの回復は一步も二歩も遅れがちで、ややもすると取り残されていくおそれもある。地震を機に安定していた方が不調になり、また新たな困難を抱える方が生まれるだろう。今後徐々に現れてくる問題に対してこれまでの日常の精神保健福祉体制でカバーできるとは思えない。長期的な支援体制の必要性を痛感する。ある授産施設ではドアが歪み、物が散乱し、床は廃油石鹸の油でドロドロになってみな呆然とした状態だったが、作業はできなくても交流の場としての再開を早急に決断されたとか、長期入院ののち退院した人たちが10人くらいで支えあいながら暮らしていた建物が全壊したため、この方たちの行き場について困っていたところ建て直しを申し出た方があったなどという話もきく…。困っているという声を出せない方たちの声を聴き出し、支援につなげることが大切だ。

さて、京都協会にも①現地支援活動に参加できる会員リストの作成 ②被災地支援活動等に係る会員間の募金協力 の文書が届いています。ご協力をよろしくお願いします。

【郵便振替口座】 (口座番号) 00130-2-630023

(口座名義) 社団法人日本精神保健福祉士協会 被災地支援金口

## リレー職場紹介 ～ 精神障害者地域生活支援センター らしく ～

宮崎 彰造 (地域生活支援センター らしく)

“らしく”は、京都市内で4番目の地域生活支援センターとして、今年の5月にオープンしたばかり。左京区の京阪電車出町柳駅から徒歩10分と、とても便利のよい所にあります。

“らしく”の特徴の1つは、街中で利用者の方が自分らしく生活していくためのサービスを、できる限り彼らが暮らす場で提供する、ということです。そのため、利用者の方が当支援センターに集まってくるというより、職員の方が彼らの住む街へ出向いていく。仕事の内容も、利用者のニーズによって本当に多岐にわたっています。例えば、アパートの物件探しと引っ越しの手伝い、職探しのための情報収集やハローワークへの同行、医療中断している方について主治医及び関係者とカンファレンス、利用者の方の家から近くてリラックスできる喫茶店の開拓等々。街に出向いていって仕事をするのは、とても楽しいです。

“らしく”のもう1つの柱は、入院中の方と利用契約を結んでいきたい、ということです。京都市北部には精神科病院が数ヶ所あり、長期入院されている方が多数おられます。ソーシャルワーカーをはじめとする病院のスタッフの方々にご協力いただいて、入院中から支援センターの職員が退院に向けての相談・支援に関わることが出来れば、もっと多くの方をスムーズに退院に結びつけられるのではないかと。これはとても大きな課題で、業務として定着させるには大変時間がかかるかもしれません。けれども、私達の支援センターが担うべき大切な役割だと考えています。

始まったばかりで、まだしばらくは右往左往する日々が続くと思いますが、地域の様々な関係機関のご協力をいただいて、利用者の方にとってよりよいサービスを提供していきたいと思っています。皆さん、これからもよろしくお願いします。

## 掲 示 板

### ◇ 第3回精神障害者就労支援 近畿・北信越ブロックセミナー

精神障害者の就労を支援しよう！『働きたい・仕事したい』を受け止めよう

日 時 2005年1月19日(水)～20日(木) 会 場 京都パークホテル(東山七条角)

主 催 社団法人日本てんかん協会・NPO 法人京都府精神保健職親会

参加には申し込みが必要です。締め切り12月25日です。

開催要項が必要な方は事務局にご連絡いただくか、下記にお問い合わせください。

NPO 法人京都府精神保健職親会事務局 担当:坂岡・山本

Tel 075-645-2000 Fax 075-645-2121

### ◇ 第8回日本健康福祉政策学会学術大会

世代をつなぎ、人をむすぶまちづくり ～みんなが自分らしく、安心して暮らせるために

日 時 12月4日(土)～5日(日)

会 場 京都府立医科大学合同講義棟(図書館ホール) および看護学学舎

＊詳細別紙

### ◇ 心神喪失者等医療観察法案付添人研修会

去年7月に心神喪失等医療観察法が成立し、新たな強制入院制度の対象とされる人の権利擁護のため、弁護士が入退院審判等の付添人、処遇改善請求の代理人等々として活動することが必要になった。活動するにあたっては、様々な立場の方々と協力しながら取り組んでいきたい。そこで、この法律の手続きとその問題点を広く知っていただき、その中で何ができるのかを考えていきたいと研修会を企画した。(案内文から)

日 時 12月11日(土) 13:30～17:00

場 所 京都弁護士会館地下ホール(富小路通丸太町下る Tel 075-231-2378)

シンポジスト 山本 美雪 氏(大阪精神医療人権センター 事務局長)

主 催 岩尾 俊一郎 氏(兵庫県立光風病院 精神科医)  
三品 桂子 氏(京都メンタルケア・アクション代表)  
京都弁護士会 ＊参加費無料

## 伝 言 板

- ◆ 職員募集！ 障害者地域生活支援センター いづみ (相楽郡加茂町)  
詳細についての問い合わせは、  
京都府精神保健福祉総合センター 姫野 まで、お気軽にどうぞ！！

## 事 務 局 か ら の お 知 ら せ

- ◆ 「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」として、身体、知的、精神の障害者施策を一元化する改革試案を厚生労働省が 10 月 12 日に提示しました。(40 ページ程あります)  
掲載ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/10/s1012-4.html>

- ◆ 「きょうと通信」メール配信購読のお願い。  
メールを利用されている方は、「きょうと通信」をメール配信にて購読いただくようお願いします。メール配信を利用されますと、いち早い情報を得ることができます。さらに、送付できない資料などもメールでお送りすることができます。  
また通信は会員個人にお送りするものですが、勤務先のアドレスに配信することもできます。協会から配信したメールを受けた会員が管理し、ほかの方がむやみに開封しないことが条件です。その場合は、件名に会員名をいれて配信します。メール配信利用についての不安や疑問などがありましたら、事務局までお問い合わせください。

- ◆ 会員動向 会 員 数 2004 年 11 月 15 日現在 218 名

| 新入会者                                                                                                                                   | 変 更                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●中野 榮一 さん<br>所 属 NPO 特定非営利活動法人<br>共同作業所「ゆうとぴあ・むこう」<br>〒617-0002 向日市寺戸町修理式 1-77<br>Tel&Fax 075-921-4111<br>e-mail kyoto@dream.ocn.ne.jp | ●松崎 由美 さん<br>勤務先 亀岡市健康福祉部障害福祉課<br>Tel 0771-25-5031 Fax 0771-25-5511<br>亀岡市安岡町野々上 8 番地<br>●山下 容子 さん<br>電話・FAX 新番号 075-955-3158<br>● 山口 明さん 退職<br>小規模授産施設 島ののぞみの家 |

## 編 集 後 記

・京都府南部では、台風や地震の被害はほとんどありませんでしたが、被災者の置かれている厳しい状況は日々報道されてきます。関心を持ち続けること、自分にできることなら少しでも実践してみることが必要で、それは私達の対人援助業務の原点にあることそのものなんだという気がしています。(小野)  
・厳しい寒さの中の被災生活を思うと心が痛みます。町も村も人も早く元気になれるように。(菅生)